

第2章 自治の基本理念

- 第4条 市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。
- (1) まちづくりは、市民が主体であること。
 - (2) 市政は、市民の信託に基づくものであること。

【解説】

第4条は、栃木市の自治における基本的な考え方を定めています。

第1号では、まちづくりの主体は市民であり、市民はまちづくりに対する権利を有するとともに責務を負うこと、第2号では、市政は、市民の信託に基づいて市議会及び執行機関（市長及び行政委員会等）が行うことを基本理念としています。

○信託

本条例においては「市民」を住民に限らず、まちづくりの担い手として広く定義しており、「信託」は、住民の選挙によって市長及び市議会議員が選ばれるということに限らず、信頼して任せるという意味で使用している。

